

国家戦略特区について



内閣府地方創生推進事務局
令和4年5月

国家戦略特区制度（3類型）と区域指定

①一般的な国家戦略特区

「都道府県又は一体となって広域的な都市圏を形成する区域を指定」
(国家戦略特区基本方針)

1次指定(2014年5月)

- ・ 東京圏
- ・ 関西圏
- ・ 新潟市
- ・ 養父市
- ・ 福岡市
- ・ 沖縄県

2次指定(2015年8月)

- ・ 仙北市
- ・ 仙台市
- ・ 愛知県

3次指定(2016年1月)

- ・ 千葉市
- ・ 広島県・今治市
- ・ 北九州市

②スーパーシティ型 国家戦略特区

「複数分野の大胆な規制改革と併せ、データ連携基盤を共同で活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施する区域を指定」(国家戦略特区基本方針)

⇒スーパーシティの指定

- ・ (茨城県)つくば市
- ・ 大阪府・大阪市

③革新的事業連携型 国家戦略特区

「一定の分野において、地域以外の視点も含めた明確な条件を設定した上で、革新的な事業を連携して強力に推進する市町村を絞り込み、地理的な連担性にとらわれずに指定」
(国家戦略特区基本方針)

⇒「デジタル田園健康特区」

(健康、医療に関する課題解決に重点的に取り組む自治体を複数まとめて指定)の指定

- ・ (岡山県)吉備中央町
- ・ (長野県)茅野市
- ・ (石川県)加賀市

【議長】

岸田 文雄 内閣総理大臣

【議員】

野田 聖子 内閣府特命担当大臣（地方創生）

松野 博一 内閣官房長官

鈴木 俊一 財務大臣

牧島 かれん 内閣府特命担当大臣（規制改革）

山際 大志郎 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
兼 経済再生担当大臣

【有識者議員】

垣内 俊哉 株式会社ミライロ代表取締役

越塚 登 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

菅原 晶子 公益社団法人経済同友会常務理事

中川 雅之 日本大学経済学部教授

南場 智子 株式会社ディー・エヌ・エー代表取締役会長

1. 規制改革等の施策の推進に関する基本的考え方 (規制改革の推進)

特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。

(中略)さらに、特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる。

経済社会情勢が変化していく中、規制改革には終わりはなく、常に、地方公共団体、民間事業者等からの現場のニーズを把握し、必要な規制改革を強力に進めていくことが必要である。